

# 横須賀市インバウンド受入環境整備事業業務委託仕様書

## 1 件名

横須賀市インバウンド受入環境整備事業業務委託

## 2 事業の趣旨及び目的

外国人旅客の形態がモノ消費からコト消費へ、都市部から地方滞在へ需要が変化している。加えて新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の急速な緩和が進み、令和4年10月から訪日旅客の受入が再開されたことで、今後は外国人旅客を取り込むための地域間競争が激化することが予想され、これまで以上に効果的なアプローチが必要である。

そこで、ターゲット国を東南アジア諸国に絞り、訪日旅客が首都圏に滞在する際の日帰り旅客の取り込みを目指し、属性・特徴・趣味嗜好やコロナ後の旅行へのニーズ変化等の調査を行う。磨き上げるべき地域資源・造成コンテンツ、受入課題を可視化するために仮説検証を図り、今後の施策に反映することを目標とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）までとする。

## 4 委託業務の内容

### (1) ターゲット国の嗜好に基づく観光調査

市内の観光コンテンツの洗い出しと、ターゲット国目線による検証を行い、本市がなすべき指針を整理すること。

### (2) モデルコース策定

(1) で調査した情報を元に、モデルコースを各国2コース以上策定すること。

コース内には、観光コンテンツ、観光施設、飲食店を含むこと。

### (3) 対象飲食店等の受入環境整備

ターゲット国を対象とした飲食店でのメニュー表記を提案すること。（ベジタリアン・ヴィーガン）

多言語メニュー、アレルギー表示などの配慮を行うこと。

### (4) 効果検証提言

前号の成果に対する効果検証を行い、併せて今後の事業展開への見通しを示すこと。

## 5 事業報告書の作成

### (1) 提出期限

令和6年3月22日（金）まで。

### (2) 提出方法

受注者は、完了届（別紙）及び実施報告書（任意様式）を発注者に提出すること。

(3) 提出先

横須賀集客促進・魅力発信実行委員会事務局 三崎  
(横須賀市文化スポーツ観光部観光課内)

## 6 成果物について

本事業による成果物の管理及び権利は、全て横須賀集客促進・魅力発信実行委員会に帰属するものとし、委託者が受託した場合を除き、受託者は成果物公表してはならない。

## 7 再委託の禁止について

受託者は、本委託の履行について、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者から承認を得たときは、この限りではない。

受託者は前号により、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為すべてについて責任を負うものとする。

## 8 その他留意事項

- (1) 契約期間にわたり、委託者との連絡調整等を密に行うこと。
- (2) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。  
また、本仕様書の定めが無い事項については、その都度協議の上、対応するものとする。
- (3) 委託者は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。
- (4) 本業務で発生した制作物等の著作権は、委託者に帰属する。
- (5) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (6) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等の必要な措置を講じること。
- (7) 事業実施には、十分な感染症対策を行うこと。